

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
2 保育の提供の仕組み (1)利用保障の基本的仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度維持(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障)</li> <li>○ 現行の「保育の実施義務」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。 ※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 客観的に必要性が判断された者に、<u>受給権を例外なく付与。</u></li> <li>○ <u>市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。【バウチャー制】</li> </ul>
(2) 利用方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市町村-利用者、市町村-保育所</u>の間に契約関係があり、<u>利用者と保育所の間には利用契約なし</u>) 【現行制度維持】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市町村-利用者、市町村-保育所</u>の間の関係・適切な関与に加え、<u>利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に。</u>【新たな三者関係】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者と直接契約。【市場原理の直接契約】</li> </ul>
3 参入の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の児童数減少等を勘案し、<u>裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置</u>(待機児童がいても認可拒否が可能) 【現行制度維持】</li> <li>○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする。</u>【客観的基準による指定制】</li> <li>※ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乘せを検討。</li> <li>※ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難とならないような措置(指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等)について、さらに検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。</u>(市町村と保育所の間には 給付等に関する関係性なし) 【自由市場】</li> </ul>
4 最低基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーを充当。</u></li> </ul>

